明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（削る）

（削る）

（削る）

第八十六条　（略）

（削る）

（削る）

（施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第九十三条　航空衛星センターに、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。

2　施設運用管理官は、航空衛星センターの所掌事務を遂行するために使用する建築施設及び機械施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

3　航空灯火・電気技術官は、航空衛星センターの所掌事務を遂行するために使用する電気施設（航空衛星システム施設を除く。）に関する工事、運用及び保守に関する事務をつかさどる。

4　施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

5　先任施設運用管理官は、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属する事務を管理する。

（常陸太田航空衛星センターに置く課）

第九十四条　常陸太田航空衛星センターに、総務課を置く。

（総務課の所掌事務）

第九十五条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三　公文書類の審査及び進達に関すること。

四　航空衛星センターの所掌事務に関する総合調整に関すること。

五　会計に関すること。

六　国有財産及び物品の管理に関すること。

七　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

八　職員に貸与する宿舎に関すること。

九　前各号に掲げるもののほか、航空衛星センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第九十六条　（略）

別表第五　削除

別表第六　（第八十九条関係）

名称	位置
常陸太田航空衛星センター	常陸太田市
神戸航空衛星センター	神戸市

第二条　地方航空局組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
（災害対策推進官） **第一条の四**　東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ災害対策推進官一人を置く。 2　（略）	（災害対策推進官） **第一条の四**　大阪航空局に、災害対策推進官一人を置く。 2　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中第五条第二項の改正規定、第四十条の改正規定、第四十一条第二項の改正規定、第四十四条の改正規定（同条第一項及び第七項に係る部分を除く。）、第四十六条第一項の改正規定、第五十六条第一項、第四項、第十三項及び第二十一項の改正規定並びに第五十七条第四項の改正規定並びに第二条の規定は、同年六月一日から施行する。